

改正

昭和35年12月20日条例第28号

昭和36年5月25日条例第26号

昭和36年12月4日条例第41号

昭和37年9月24日条例第22号

昭和37年12月27日条例第31号

昭和39年3月31日条例第18号

昭和40年3月31日条例第7号

昭和41年7月11日条例第14号

昭和42年12月28日条例第20号

昭和47年4月1日条例第16号

昭和51年3月31日条例第19号

昭和54年3月31日条例第8号

昭和58年1月5日条例第5号

昭和61年12月25日条例第29号

平成元年3月31日条例第15号

平成4年12月24日条例第26号

平成9年3月31日条例第10号

平成10年3月30日条例第11号

平成12年3月29日条例第3号

平成12年12月25日条例第43号

平成14年12月25日条例第37号

平成15年12月24日条例第73号

平成26年3月19日条例第4号

平成28年6月17日条例第26号

平成29年3月13日条例第4号

平成31年3月19日条例第15号

令和元年9月18日条例第7号

府中市水道条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第8条—第21条の2）
- 第3章 給水（第22条—第34条）
- 第4章 使用料及び手数料（第35条—第47条）
- 第5章 管理（第48条—第53条）
- 第6章 貯水槽水道（第54条・第55条）
- 第7章 補則（第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、府中市水道事業の給水について料金及び給水装置の工事、その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（定義）

第3条 この条例で、給水装置とは、給水の目的をもって配水管から分岐した給水管及びこれに附属する給水用具をもって構成する設備をいう。

2 給水装置工事とは、給水装置の新設、改造、撤去等の工事をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2か所以上で共用するもの

（給水の方法）

第5条 給水の方法は、次のとおりとする。

計量給水 水量を測って供給するもの

第6条 削除

第7条 削除

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第8条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の設置位置）

第9条 給水装置の位置は、前条の規定により管理者に申込みをした者（以下「申込者」という。）が指定する。ただし、その位置が不相当と認められるときは、管理者は変更させることがある。

2 前項の場合において、第三者の異議があっても管理者は、その責を負わない。

（分担金）

第9条の2 給水装置を新設する工事事業者は、次の表に掲げる金額を分担金として支払わなければならない。この場合において、1個のメーターで2戸以上の住宅（集団住宅を含む。）に給水する工事にあつては各戸の引込口径で計算した分担金の合計額又は親メーターの口径で計算した分担金のいずれか多い方の額を支払わなければならない。

メーター口径	分担金
1 13ミリメートル	44,000円
2 20ミリメートル	132,000円
3 25ミリメートル	220,000円
4 30ミリメートル	341,000円
5 40ミリメートル	660,000円
6 50ミリメートル	1,210,000円
7 75ミリメートル	3,300,000円
8 100ミリメートル	6,600,000円
9 100ミリメートルを超えるもの	別に定める。

2 給水装置を増径する工事事業者は、前項の表に掲げる増径前の口径に係る分担金と増径後の口径に係る分担金の差額を分担金として支払わなければならない。

3 前2項の給水装置工事を行う者は、分担金を申込みの時点で支払わなければならない。

4 前項の分担金は、特別な場合を除いて還付しないものとする。

（給水工事の費用負担）

第10条 給水装置の新設、改造、撤去等の費用は、申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市において、その費用を負担することがある。

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定による指定（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、修繕工事については、管理者が必要と認めるもののほか、完成検査を要しない。

3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(申込みの取消し)

第13条 給水工事の申込みがあっても、次の各号の一に該当するときは、申込みを取り消したものとみなすことができる。

(1) 申込者が、工事費を管理者の指定する期限内に納付しないとき。

(2) 工事施行に当たり、申込者の原因により、2か月以内に工事に着手できないとき。

(工事負担金)

第14条 管理者は、住宅団地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、計画外の水道施設を設置する場合に、その原因者及び完成後の当該施設から給水を受けるための工事申込者から工事負担金を徴収する。

2 前項の工事負担金の額は、当該施設の設置に要した費用の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

3 工事負担金は、前納しなければならない。

4 既納の工事負担金は、還付しない。

(工事費の予納)

第15条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算する。

(工事費の分納)

第16条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、増設又は改造の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて3か月以内において分納することができる。

2 前項の分納者の給水装置工事は、第1回分の納付後に施行する。

(給水装置の所有権移転の時期)

第17条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、次のとおりとする。

(1) 工事費が前納された場合は、当該給水装置工事が完成したとき。

(2) 工事費を分納する場合は、工事費が完納になったとき。

2 前項第2号の場合における当該給水装置の管理は、当該工事の工事費が完納になるまでの間においても、申込者の責任とする。

(工事費未納の場合の措置)

第18条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(建造物等の復旧)

第19条 給水装置工事を施行したため、建造物又はその他に復旧を要するものがあるときは、申込者において、これを施行するものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第20条 配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、管理者が施行し、工事費は、その原因者の負担とする。

(不要資材の帰属)

第21条 配水管の改良又は修繕工事のため給水装置の公道に属する部分で不要となった資材は、市に帰属する。

(所有権の移転)

第21条の2 給水装置の所有権を移転したときは、給水に関する前所有者の一切の権利義務を引き継いだものとみなす。

第3章 給水

(給水の原則)

第22条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水の申込み)

第23条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第24条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者が必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第25条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道の使用中止変更等の届出)

第26条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 専用栓の標準に異動があったとき。
- (4) 火災のため消火栓を使用したとき。
- (5) 管理人若しくは代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(水道利用者等の管理上の責任)

第27条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第28条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、管理者は、水道利用者等からその実費額を徴収する。

第29条から第31条まで 削除

(メーターの設置)

第32条 計量給水の場合の給水量は、水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第33条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者等に有料で貸与し、保管させる。ただし、口径25ミリメートル以上のメーターについては、貸与しないことができる。

2 前項の保管者は、善良な管理人の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(私設消火栓の使用)

第34条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

第4章 使用料及び手数料

(料金の支払義務)

第35条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第36条 料金は、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

専用栓(計量栓)

区分	水量	料金
基本料金	7立方メートルまで	1か月につき 1,210.0円
超過料金	7立方メートルを超え 20立方メートルまで	1立方メートルにつき 248.6円
	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	1立方メートルにつき 276.1円
	30立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 289.3円

第37条 削除

(計量給水の料金の算定)

第38条 計量給水の場合の料金は、点検日(料金の算定基準として管理者があらかじめ隔月に定めた日をいう。以下この条において同じ。)にメーターの点検を行い、その2分の1をそれぞれその日の属する月分及びその前月分とみなして算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は点検日以外の日に点検することができる。

(使用水量の認定)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

(料金算定の特例)

第40条 月の中途において、水道の使用を開始又は中止したときの基本料金は、1か月の使用日数が15日以下の場合、第36条の規定にかかわらず2分の1とする。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

(料金の徴収方法)

第44条 料金は、納入通知書による納入、口座振替又は集金の方法により、毎月徴収する。ただし、管理者は、必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。

(メーター使用料)

第45条 メーターの使用料は、次の表に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、使用者から徴収する。

種別	単位	使用料の額
1 口径13ミリメートル	1個1か月	84.7円
2 口径20ミリメートル	1個1か月	169.4円
3 口径25ミリメートル	1個1か月	181.5円
4 口径30ミリメートル	1個1か月	242.0円
5 口径40ミリメートル	1個1か月	338.8円
6 口径50ミリメートル	1個1か月	1,573.0円
7 口径75ミリメートル	1個1か月	1,815.0円
8 口径100ミリメートル	1個1か月	2,420.0円
9 口径100ミリメートルを超えるもの	1個1か月	別に定める。

(手数料)

第46条 手数料は、次のとおりとし、申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合には、申込後、徴収することができる。

(1) 給水装置の設計審査手数料

種別	単位	手数料の額
口径25ミリメートル以下の管工事	1 工事につき	1,000円
口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の管工事	1 工事につき	2,000円
口径50ミリメートルを超える管工事	1 工事につき	3,000円

(2) 給水装置の工事完成検査手数料

種別	単位	手数料の額
口径25ミリメートル以下の管工事	1 工事につき	2,000円
口径25ミリメートルを超え50ミリメートル以下の管工事	1 工事につき	3,000円
口径50ミリメートルを超える管工事	1 工事につき	6,000円

(3) 指定給水装置工事事業者について、管理者が法第16条の2の規定により指定等を行うとき。

ア 指定給水装置工事事業者の指定1件につき 10,000円（指定の更新の場合にあっては、10,000円）

イ 指定給水装置工事事業者の指定証の再交付1件につき 5,000円

2 前項の手数料は、請求の際に前納しなければならない。

（料金又は手数料等の減免）

第47条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第48条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第49条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(標識の掲示)

第49条の2 水道を使用する家屋の門戸には、管理者が交付する標識を掲示するものとする。

(給水の停止)

第50条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が第12条の工事費、第27条第2項の修繕費、第36条の料金又は第45条の使用料若しくは第46条の手数料を指定期間内に納付しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第38条の使用水量の計算又は第48条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を發しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第51条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置管理者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第52条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第8条の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第32条第2項のメーターの設置、第38条の使用水量の計量、第48条の検査若しくは第50条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第27条第1項の給水装置の管理義務を怠った者
- (4) 第36条の料金、第45条の使用料又は第46条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第53条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第36条の料金、第45条の使用料又は第46条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 貯水槽水道

（市の責務）

第54条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第55条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

（委任）

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（上下町の編入に伴う経過措置）

2 上下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、上下町簡易水道事業給水条例（平成10年上下町条例第11号。以下「上下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 編入日前に上下町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、上下町条例の例による。

附 則（昭和35年12月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年5月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年12月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年9月24日条例第22号）

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日条例第18号）

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に存する市の水道施設は、この条例施行の日において、この条例による水道施設となるものとする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和40年3月31日条例第7号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年7月11日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年12月28日条例第20号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第16号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の第36条の規定は、昭和47年4月の水道使用分の料金から適用する。

（経過措置）

2 この条例施行の前日に水道を使用していた者が増径工事の申込みをした場合には、第9条の2ただし書の規定にかかわらず、増径後の口径による給水装置の新設とみなし同条の規定を適用する。

3 この条例の施行の日の前日までに、給水装置の新設又は増設工事の申込みをした者が、この条例の施行の日以降1か月以内に当該工事に着手又は給水開始をしないときは、当該工事の申込みを取り消したものとみなす。

4 この条例施行前に設置している第45条のメーター使用料は、当分の間、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月31日条例第19号）

- 1 この条例は、昭和51年5月1日から施行する。ただし、改正後の府中市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第36条及び第45条の規定は、昭和51年第2期分として徴収する料金及びメーター使用料から適用する。
- 2 改正後の条例第9条の2第1項の規定は、工事について、この条例施行の日以後に管理者の承認を受ける者に係る分担金から適用し、同日前に管理者の承認を受けている者に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の府中市水道条例第36条の規定は、昭和54年度第2期分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和58年1月5日条例第5号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市水道条例第36条の規定は、昭和58年4月1日以後における検針及びこれに係る水道料金の徴収から適用し、同日前に行っている検針及びこれに係る水道料金の徴収については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の府中市水道条例第36条の規定は、昭和62年度第1期分として徴収する料金から適用する。

附 則（平成元年3月31日条例第15号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の府中市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項及び第14条第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金及び工事負担金について適用し、施行日以前の申込みに係る分担金及び工事負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第36条及び第45条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金及びメーター使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月24日条例第26号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条及び第40条の改正規定は、平成5年4月1日以降に徴収する水道料金の徴収分から適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の府中市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の2第1項及び第14条第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金及び工事負担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金及び工事負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第36条及び第45条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金及びメーター使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に府中市水道工事指定公認業者として指定を受けている者は、別に管理者が定める規程に定める期間中は、改正後の第11条第1項の指定給水装置工事事業者とみなす。

附 則（平成12年3月29日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則又は過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第43号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月25日条例第37号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第73号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(府中市水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の府中市水道条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第9条の2第1項及び第14条第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金及び工事負担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金及び工事負担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第36条及び第45条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金及びメーター使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月17日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条及び第45条の改正規定は、平成29年2月1日から施行する。

（料金及びメーター使用料の算定に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の府中市水道条例第36条及び第45条の規定は、平成29年4月以後の月に属する日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量（同年2月1日以後の使用に係るものに限る。）により算定する料金及びメーター使用料（同年4月1日以後において同日以後の最初の点検日までに使用を中止したことにより算定すべき料金及びメーター使用料を含む。）について適用し、同年3月以前の月に属する日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月13日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の府中市水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の府中市水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月19日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（府中市水道条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の府中市水道条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第9条の2及び第14条第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る分担金及び工事負担金について適用し、施行日前の申込みに係る分担金及び工事負担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第36条及び第45条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金及びメーター使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月18日条例第7号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。